公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第４５７５号
大阪市阿倍野区旭町２丁目２番４－111号、前住所大阪市阿倍野区松虫通２丁目２番22号
債務者　角川　定昭
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５５号
大阪市中央区南久宝寺町４丁目５番15―706号
債務者　永滝　幹夫
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦川　典之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６８号
奈良県生駒市小瀬町891番地14
債務者　髙木　幸弘
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　幸平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２号
新潟市秋葉区金沢町３丁目７番67号
債務者　石井美奈子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今野江里子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３９号
香川県丸亀市綾歌町岡田上1034番地３
債務者　中村美和子（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月27日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２０５７号
大阪府高槻市津之江町３丁目52番４号
債務者　久保　純一
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中辻　史記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９６号
大阪府茨木市南春日丘２丁目10番14号
債務者　小林　絹代
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松山　和徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２５号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目３番23号　イースト阪南605号
債務者　水野　一重
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　屋敷　名臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５３９号
福岡市博多区対馬小路２－10、住民票上の住所福岡県朝倉郡筑前町東小田739番地１
債務者　田中　恭兵
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　早織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月13日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５４８号
岡山市中区西川原１丁目８番９号コーポカンナ101号
債務者　中村光男こと　李　　守野
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月27日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９０号
広島市中区富士見町16番14―503号、申立時の住所広島市中区西平塚町１番13―307号
債務者　西本　　淳
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　　輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４５５号
広島市東区戸坂新町２丁目34番15―104号
債務者　中祖　福已
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　正剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４５６号
広島市東区戸坂新町２丁目34番15―104号
債務者　中祖　壽子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　正剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３号
広島市安芸区矢野西３丁目77番13号
債務者　山根　良行
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４号
広島市安芸区矢野西３丁目77番13号
債務者　山根　恵子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１１１号
名古屋市北区三軒町348番地
債務者　新田　**邦貞**
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　一樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３３１号
山梨県中巨摩郡昭和町上河東540番地２　細田Ｃ－３号
債務者　梶田博之こと　ＫＡＤＩＴＡ　ＮＥＬＳＯＮ　ＨＩＲＯＹＵＫＩ
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　昌幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係